

厚生労働省
群馬労働局発表
令和8年4月28日

【照会先】
群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 鈴木 淳
地方労働衛生専門官 樺澤 忍
健康安全係長 福嶋 将弘
(電話) 027-896-4736

報道関係者 各位

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します

～ 令和7年の休業4日以上「熱中症」による死傷者数は43人と大幅に増加 ～

群馬労働局（局長 ^{うえのやすひろ}上野康博）では、職場における熱中症予防対策の一層の推進を図るため、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

1 令和7年の熱中症による労働災害発生状況(確定値)

令和7年における群馬労働局管内の熱中症による休業4日以上死傷者数は、記録的な猛暑の影響により **43人**（前年14人（前年比約3倍））と大幅に増加し、うち死亡者数も1人となっています。（資料1 参照）

2 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施

群馬労働局では、熱中症による労働災害が増加したことを受け、労働災害防止団体や関係省庁と連携し、職場における熱中症予防対策について周知・啓発を行うため「**STOP！熱中症 クールワークキャンペーン**」を実施します。（資料2 参照）

同キャンペーンは、**令和8年5月1日から9月30日までをキャンペーン期間**とし、中でも暑さが厳しくなる**7月を「重点取組期間」**と位置付けて、熱中症予防対策の周知・啓発を積極的に実施することとしています。

3 同キャンペーンの具体的取組

- (1) 前橋地方合同庁舎や県内ハローワークのデジタルサイネージへの熱中症予防対策に係る啓発スライドの放映
- (2) 群馬労働局オリジナルの熱中症注意喚起リーフレットを作成し、HPへの掲載、労働災害防止団体等への配布等の周知を実施（資料3 参照）
- (3) 個別企業への監督や指導の際に、WBGT（暑さ指数）の測定器を活用した作業場所の現状把握、緊急時の対応や連絡体制整備など、熱中症対策に向けた具体的な指導を実施
- (4) 令和8年3月18日に公表された「**熱中症防止のためのガイドライン**」の周知啓発を実施

4 群馬労働局長からのメッセージ

全国では、令和7年6月1日付けで施行された改正安衛則の効果等により、職場における熱中症による死亡者数は30人から15人と半減しましたが、休業4日以上死傷者数は1,681人と過去最多となりました。

また、上記ガイドラインが策定されたことを受け、熱中症予防対策の具体的な施策の周

知により、労働災害防止対策を推進してまいります。

昨年8月5日には、伊勢崎市で国内の歴代最高気温となる41.8℃を記録しましたので、県内の事業者や労働者の皆様方にも、熱中症から命を守るため、日頃からの体調管理に加え、熱中症について正しく理解し、予防と対策に万全を期していただきますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- 1 職場における熱中症による労働災害発生状況等について（群馬労働局管内）
- 2 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット
- 3 「職場における熱中症を防ごう！！」リーフレット（群馬労働局作成）
- 4 熱中症対策の改正に係るチェックリスト（群馬労働局作成）

(参考) 厚生労働省ポータルサイト

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!
職場における熱中症予防情報

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業者向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

目次

| | | | |
|-------------|----|--------------|----|
| 1. 熱中症の発生状況 | 11 | 2. 熱中症の発生状況 | 11 |
| 2. 熱中症の発生状況 | 11 | 3. 熱中症の発生状況 | 11 |
| 3. 熱中症の発生状況 | 11 | 4. 熱中症の発生状況 | 11 |
| 4. 熱中症の発生状況 | 11 | 5. 熱中症の発生状況 | 11 |
| 5. 熱中症の発生状況 | 11 | 6. 熱中症の発生状況 | 11 |
| 6. 熱中症の発生状況 | 11 | 7. 熱中症の発生状況 | 11 |
| 7. 熱中症の発生状況 | 11 | 8. 熱中症の発生状況 | 11 |
| 8. 熱中症の発生状況 | 11 | 9. 熱中症の発生状況 | 11 |
| 9. 熱中症の発生状況 | 11 | 10. 熱中症の発生状況 | 11 |

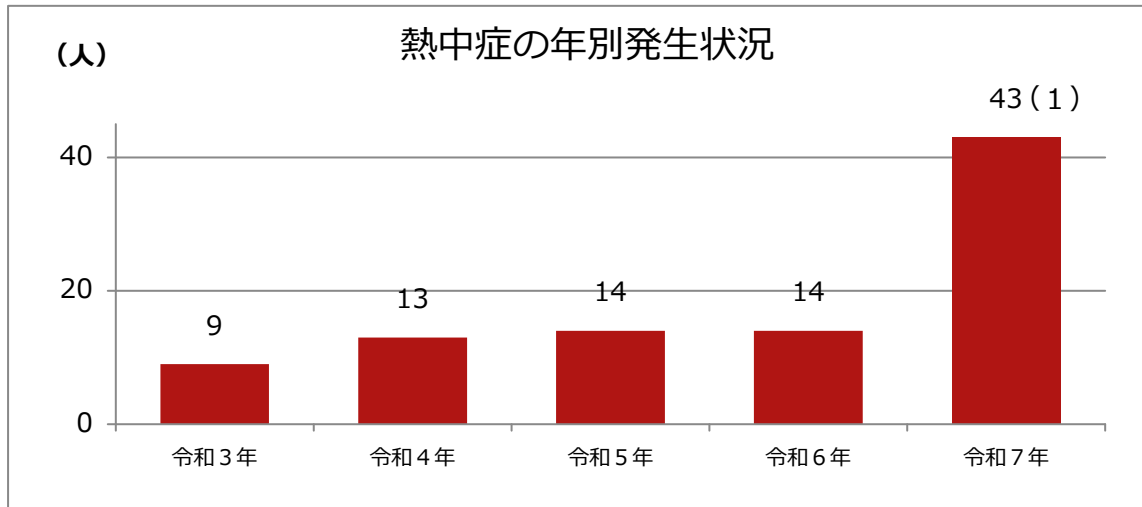
CLICK

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



職場における熱中症による労働災害発生状況（群馬労働局管内）

1. 発生状況の年別推移

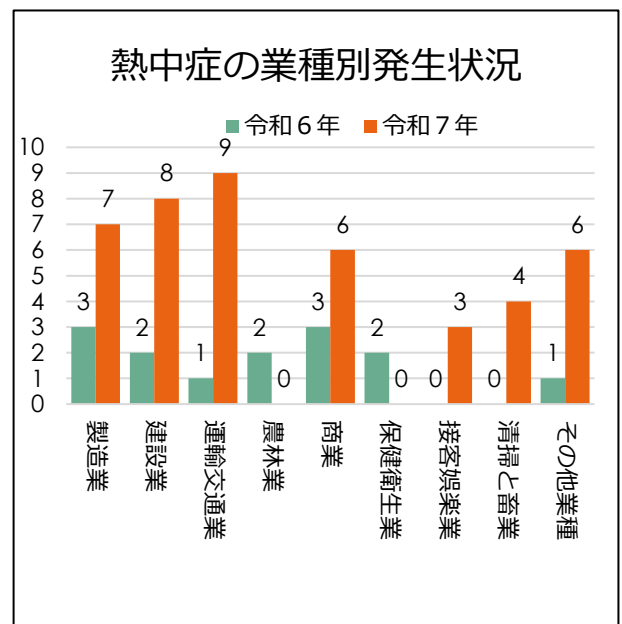


熱中症による令和7年の労働災害の発生件数は、43人（うち死亡1人）で前年比約3倍と統計を取り始めた2005年以降最多となりました。

死亡災害は、産業廃棄物処理業において40歳代の労働者が亡くなっています。（群馬県内で熱中症による死亡災害が発生したのは平成26年以来）

2. 令和6年・令和7年の業種別発生状況

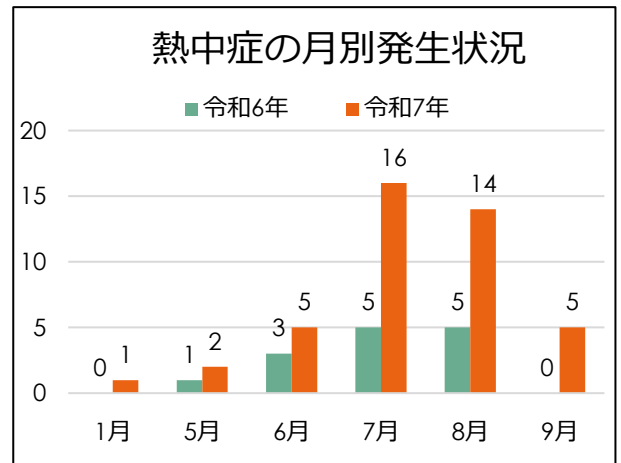
| 業種別 | 令和6年 | 令和7年 | 総計 |
|-------|------|------|------|
| 製造業 | 3 | 7 | 10 |
| 建設業 | 2 | 8 | 10 |
| 運輸交通業 | 1 | 9 | 10 |
| 農林業 | 2 | 0 | 2 |
| 商業 | 3 | 6 | 9 |
| 保健衛生業 | 2 | 0 | 2 |
| 接客娯楽業 | 0 | 3 | 3 |
| 清掃と畜業 | 0 | 4(1) | 4(1) |
| その他業種 | 1 | 6 | 7 |
| 総計 | 14 | 43 | 57 |



近年は、炎天下の屋外だけでなく屋内でも熱中症を発症していますので、リスクを正しく見積もり、リスク低減措置を適切に行う必要があります。

3. 令和6年・令和7年の月別発生状況

| 年別 月別 | 令和6年 | 令和7年 | 総計 |
|----------|------|------|----|
| 1月 | | 1 | 1 |
| 5月 | 1 | 2 | 3 |
| 6月 | 3 | 5 | 8 |
| 7月 | 5 | 16 | 21 |
| 8月 | 5 | 14 | 19 |
| 9月 | | 5 | 5 |
| 総計 | 14 | 43 | 57 |

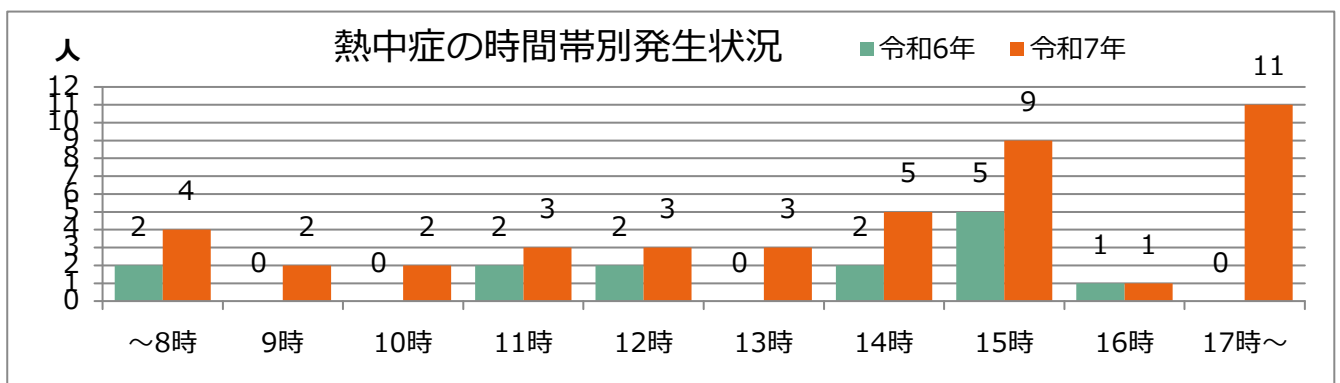


梅雨から夏季の時期は高温多湿となるため、暑熱順化（体が暑さに慣れること）が不十分な状態だと熱中症の発生リスクを高めます。

猛暑日が増加する7月と8月は熱中症が多発しています。

4. 令和6年・令和7年の発生時間帯別発生状況

| 発生時間帯 | ～8時台 | 9時台 | 10時台 | 11時台 | 12時台 | 13時台 | 14時台 | 15時台 | 16時台 | 17時台～ |
|-------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 令和6年 | 2 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 5 | 1 | 0 |
| 令和7年 | 4 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 5 | 9 | 1 | 11 |

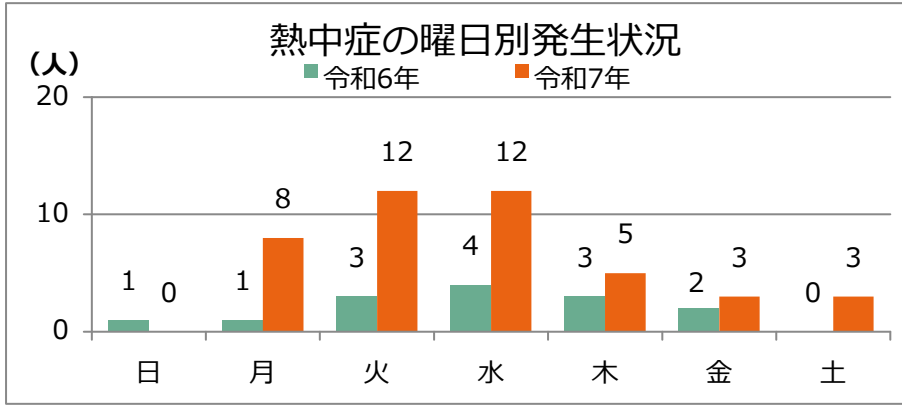


熱中症の症状が出現する時間帯は様々です。

熱中症は当日の体調、気温、湿度、通風、作業強度、服装、休憩時間、水分と塩分補給などが複合的に作用し発症しますので、最も気温の上がる14時から15時ごろや終業後や就寝前なども注意が必要です。

5. 令和6年・令和7年の曜日別発生状況

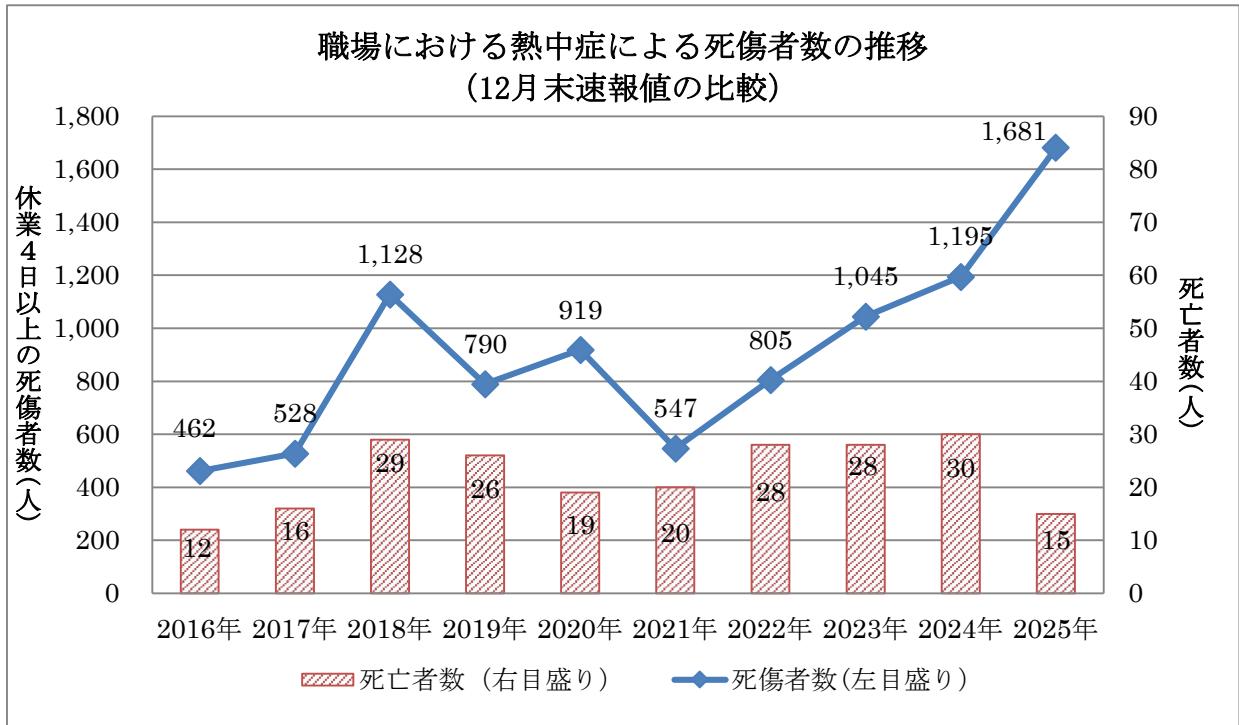
| 曜日別 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 総計 |
|------|---|---|----|----|---|---|---|----|
| 令和6年 | 1 | 1 | 3 | 4 | 3 | 2 | 0 | 14 |
| 令和7年 | 0 | 8 | 12 | 12 | 5 | 3 | 3 | 43 |



土日に仕事が休みの場合、暑熱順化がリセットされてしまう可能性があるため、週の前半は発症リスクが高まっています。

2025年（令和7年） 職場における熱中症による死傷災害の発生状況
（令和7年12月末速報値）

出典：労働者死傷病報告



※ 各年の速報値は、1月1日～12月31日までの間に発生した熱中症に係る労働災害で、翌年概ね1月7日までに労働者死傷病報告が提出されたものを集計したものの。

1 職場における熱中症による死傷者数の状況（2016～2025年）

職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）の速報値は、2025年に1,681人と、死傷者数について統計を取り始めた2005年以降、最多となった。うち、死亡者数は、2024年同期比で50%減少した。

職場における熱中症による死傷者数の推移（2016年～2025年 12月末速報値）（人）

| 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 2025年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 462 | 528 | 1,128 | 790 | 919 | 547 | 805 | 1,045 | 1,195 | 1,681 |
| (12) | (16) | (29) | (26) | (19) | (20) | (28) | (28) | (30) | (15) |

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

ガイド・教育動画

e-learning

管理者、作業者に
対する教育を実施



緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

職場における

熱中症を防ごう!!

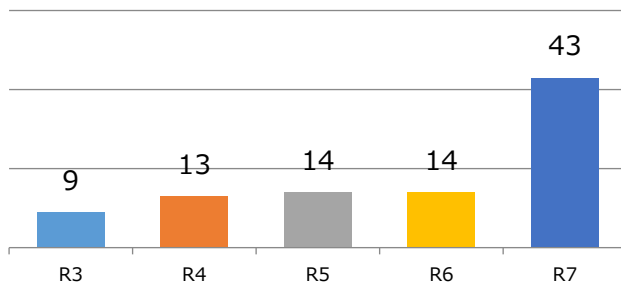


熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体内の体温調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等のさまざまな症状が現れます。

群馬労働局管内で休業4日以上となった熱中症による死傷者は、**製造業、建設業、運輸交通業、商業**で多く発生しています。

主に5月から9月に発生し、特に**7月、8月**に多く発生しています（令和3年から令和7年の合計値）。

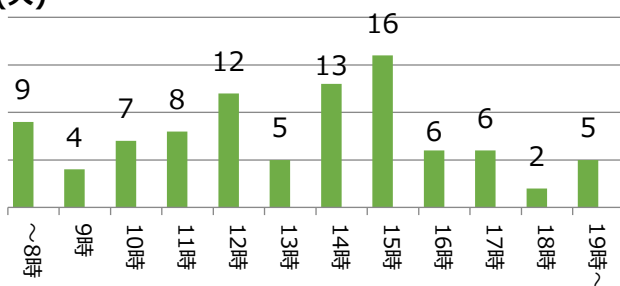
(人) 年別発生状況



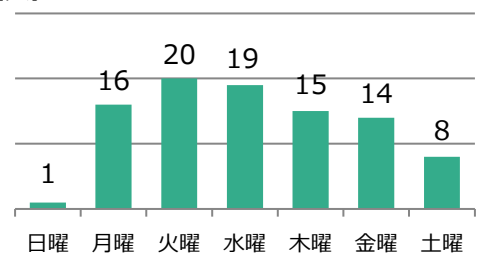
| | 1月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 総計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| 製造業 | | 1 | 4 | 9 | 8 | 1 | 23 |
| 建設業 | | | 1 | 6 | 4 | 1 | 12 |
| 運輸交通業 | | 1 | 1 | 5 | 4 | 1 | 12 |
| 農林業 | | | 1 | 1 | 3 | | 5 |
| 商業 | | | 2 | 6 | 8 | 1 | 17 |
| 保健衛生業 | | | 3 | | | | 3 |
| 接客娯楽業 | 1 | | | 1 | | 1 | 3 |
| 清掃と畜業 | | | | 4 | 2 | | 6 |
| その他の事業 | | 2 | 3 | 2 | 3 | 2 | 12 |
| 総計 | 1 | 4 | 15 | 34 | 32 | 7 | 93 |

熱中症の発生には、気象条件（気温・湿度・風通し）や健康状態が影響します。また、熱中症は経験期間や年齢に関係なく発生しています。

(人) 熱中症発生の時間帯(令和3年～令和7年)



(人) 熱中症発生の曜日別(令和3年～令和7年)



| 経験期間別 | 年代 | | | | | 総計 |
|-----------|-------|------|------|------|-------|----|
| | ～20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代～ | |
| 1年以内 | 9 | 8 | 8 | 11 | 5 | 41 |
| 1年超3年以内 | 5 | 2 | 2 | 3 | 5 | 17 |
| 3年超5年以内 | 1 | 2 | 1 | | 2 | 6 |
| 5年超10年以内 | | 2 | 3 | 2 | 4 | 11 |
| 10年超30年以内 | | | 2 | 8 | 6 | 16 |
| 30年超 | | | | | 2 | 2 |
| 総計 | 15 | 14 | 16 | 24 | 24 | 43 |

(資料：労働者死傷病報告（令和3年～令和7年）)

熱中症の予防対策

WBGT値(暑さ指数)の把握は熱中症予防の第一歩です！

JIS規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備し、点検しましょう。

測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測したWBGT値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業等については、作業場所にて実測することが必要です。

なお、環境省、気象庁が発表している**熱中症警戒アラート**は、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となるので確認しましょう。



作業環境管理

- ・高温多湿作業場所には、直射日光等を遮る簡易な屋根や遮蔽物、適度な通風を行うための設備等を設けましょう
- ・休憩場所の整備を行いましょう



健康管理

- ・健康診断結果に基づき対応を徹底しましょう
- ・日常の健康管理について指導を行い、健康状態について確認しましょう

労働衛生教育

- ・作業の管理者向け及び労働者向けに労働衛生教育を実施しましょう

熱中症予防管理者等の業務

- ・高温多湿な作業場所については、作業中の巡視を頻繁に行いましょう

作業管理

- ・休憩時間の確保や熱への順化期間(暑熱順化)を設けましょう
- ・まめな水分と塩分の摂取を指導しましょう
- ・通気性の良い服装等の着用や、身体を冷却する機能を持つ服の着用を検討しましょう
- ・プレクーリングを行い、休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう

異常発生時の措置

- ・緊急連絡網等で緊急時の連絡体制を明確にしておきましょう
- ・緊急時の対応フロー等の手順を作成し、症状に応じて躊躇なく救急隊を要請しましょう
- ・**救急隊に引き継ぐまでは、一人きりにしてはいけません**
- ・緊急時の連絡体制や作業手順については、警備員や一人親方など、労働者以外の作業者にも広く周知しましょう



「職場における熱中症対策のためのガイドライン」を活用しましょう！

熱中症の原因は業種や作業条件等によって様々であることから、厚生労働省では、個々の事業場が業種・業態に応じた適切な対策を選択することが出来るよう包括的な熱中症対策をまとめたガイドラインを策定・公表しています。具体的な熱中症対策を検討するにあたり、ぜひ参考にしてください！



「学ぼう！ 備えよう！ 職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



熱中症対策の改正に係るチェックシート

- 職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向で、特に死亡災害は3年連続で30人以上となっています。
- 熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないように、熱中症対策を実施してください。
- 改正があった熱中症対策については、チェックシートとリーフレット「職場における熱中症対策の強化について」を活用して自社の取組状況を確認しましょう。



I. 熱中症のおそれのある作業がありますか

WBGT値と気温について

【リーフレットの2、4ページ目参照】

| チェック項目 | 回答項目 | 回答欄 |
|---|---|-----|
| (1) WBGT28度又は気温31度以上の環境下での作業はどの程度ありますか | ① 夏場はほとんどある (週所定労働日のほぼ毎日) ② 頻繁にある (週3~4日) ③ たまにある (週1~2日) ④ ほとんどない (週1日未満) ⑤ ない | |
| (2) WBGT値又は気温をどのように把握していますか | ① 実測 ② 天気予報等メディア ③ スマホアプリ ④ 環境省サイト ⑤ その他 ⑥ 把握していない | |
| (3) (1)の状況について、連続1時間又は1日4時間以上となるケースはどの程度ありますか | ① ほとんどの作業日にある (週所定労働日のほぼ毎日) ② 頻繁にある (週3~4日) ③ たまにある (週1~2日) ④ ほとんどない (週1日未満) ⑤ ない | |

II. 熱中症のおそれのある場合、「体制整備」をして「関係者への周知」していますか

体制整備 (※1) 及び関係者への周知について

【リーフレットの4~6ページ目参照】

| チェック項目 | 回答項目 | 回答欄 |
|--------------------------------------|---|-----|
| (1) 報告するための体制を整備していますか | ① 整備していない ② 一部不備がある ③ 整備している | |
| (2) 労働者にはどのように周知していますか (複数回答可) | ① 見やすい箇所への掲示 ② メールを送付 ③ 文書の配布 ④ 口頭によるもの ⑤ その他 () | |
| (3) 労働者以外 (一人親方等) への周知はどのように周知していますか | ① 労働者と同じ方法で周知している ② 労働者とは違う方法で周知している ③ 該当者なし () | |

※1 体制整備とは…「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備のことです。

III. 熱中症のおそれのある場合、「手順作成」をして「関係者への周知」していますか

手順作成 (※2) 及び関係者への周知について

【リーフレットの4~6ページ目参照】

| チェック項目 | 回答項目 | 回答欄 |
|--------------------------------------|---|-----|
| (1) 必要な措置の内容及びその実施の手順を作成していますか | ① 作成していない ② 一部不備がある ③ 作成している | |
| (2) どのように周知していますか (複数回答可) | ① 見やすい箇所への掲示 ② メールを送付 ③ 文書の配布 ④ 口頭によるもの ⑤ その他 () | |
| (3) 労働者以外 (一人親方等) への周知はどのように周知していますか | ① 労働者と同じ方法で周知している ② 労働者とは違う方法で周知している ③ 該当者なし () | |

※2 手順作成とは… 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう

⑦ 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び住所等

⑧ 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等重篤化を防止

するための必要な措置の実施手順の作成のことです。

令和8年4月1日から労働安全衛生法等がかわります！

改正安衛法等に係る特設ページ

🔍 検索

- 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大
- 高齢労働者の労働災害防止の推進 等が段階的に施行されます。

詳細は特設HPをご確認ください。

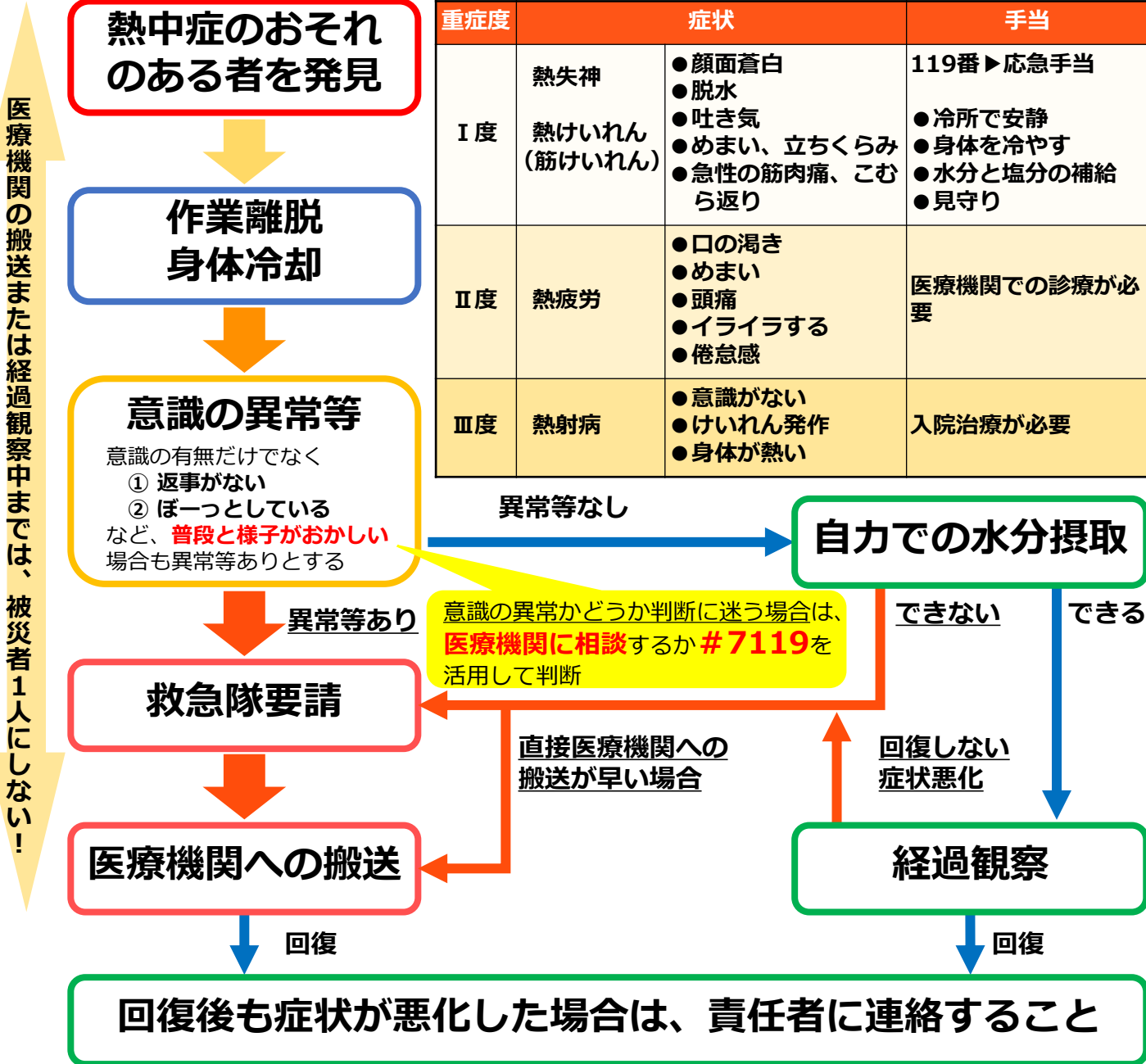


熱中症による健康障害発生時の対応計画

1 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合の緊急連絡先

| | | | |
|-------|--|-----|--|
| 責任者氏名 | | 連絡先 | |
| 医療機関名 | | 連絡先 | |
| 住所 | | | |

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合の必要な措置の実施手順



熱中症から命を守る 🔍 検索

群馬県救急安心センター 🔍 検索

【スポーツ活動中の熱中症予防】
 ch.5身体冷却法-**応急処置編**-
 「水道水散布法」2:46~参照

➢ 救急車を呼んだ方がよいのか、
 今すぐ病院に行った方がいいの
 かなどで迷った際の電話相談窓
 口です。